

## 公布された条例のあらまし

### ◇静岡県国民健康保険運営協議会条例

#### 1 制定の理由及び内容

国民健康保険法に基づく都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会が設置されるまでの間、国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、静岡県国民健康保険運営協議会を置くこととしたことに伴い、条例を制定しました。

#### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

### ◇職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

#### 1 改正の理由

静岡県人事委員会の勧告等に基づき職員の給与改定を行うほか、必要な改正を行いました。

#### 2 内容

##### (1) 職員の給与に関する条例の一部改正

###### ア 給料表の改定等

(ア) 若年層に重点を置いて給料表の給料月額を引き上げました。(別表第1～別表第4関係)

(イ) すべての給料表について、給料月額に乗じる率を100分の101.89に引き上げました。(附則第5項関係)

###### イ 諸手当の改定

(ア) 初任給調整手当の支給限度額を引き上げました。(第8条の2関係)

(イ) 勤勉手当について、年間の支給割合を0.1月分引き上げました。(第21条関係)

##### (2) 特別職の職員等の給与等に関する条例の一部改正

期末手当について、年間の支給割合を0.1月分引き上げました。(第5条関係)

##### (3) 静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

ア 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に適用する給料表について、給料月額を引き上げました。(第5条関係)

イ 期末手当について、年間の支給割合を0.1月分引き上げました。(第6条関係)

ウ 給料表の給料月額に乗じる率を100分の101.89に引き上げました。(附則第2項関係)

##### (4) 静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

ア 特定任期付職員に適用する給料表について、給料月額を引き上げました。(第4条関係)

イ 期末手当について、年間の支給割合を0.1月分引き上げました。(第5条関係)

ウ 給料表の給料月額に乗じる率を100分の101.89に引き上げました。(附則第2項関係)

##### (5) その他必要な改正を行いました。

#### 3 施行期日

この条例は、一部の規定を除いて、公布の日から施行することとしました。

#### ◇静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

##### 1 改正の理由

静岡県人事委員会の勧告に基づき職員の給与改定を行うほか、必要な改正を行いました。

##### 2 内容

###### (1) 給料表の改定等

ア 若年層に重点を置いて給料表の給料月額を引き上げました。(別表第1、別表第2関係)

イ すべての給料表について、給料月額に乗じる率を100分の101.89に引き上げました。(附則第5項関係)

###### (2) 勤勉手当の改定

年間の支給割合を0.1月分引き上げました。(第22条関係)

###### (3) その他必要な改正を行いました。

##### 3 施行期日

この条例は、一部の規定を除いて、公布の日から施行することとしました。

#### ◇静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

##### 1 改正の理由

静岡県人事委員会の勧告に基づき職員の給与改定を行うほか、必要な改正を行いました。

##### 2 内容

###### (1) 給料表の改定等

ア 若年層に重点を置いて給料表の給料月額を引き上げました。(別表第1関係)

イ すべての給料表について、給料月額に乗じる率を100分の101.89に引き上げました。(附則第8項関係)

###### (2) 諸手当の改定

ア 初任給調整手当の支給限度額を引き上げました。(第9条の2関係)

イ 勤勉手当について、年間の支給割合を0.1月分引き上げました。(第21条関係)

###### (3) その他必要な改正を行いました。

##### 3 施行期日

この条例は、一部の規定を除いて、公布の日から施行することとしました。

#### ◇静岡県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

##### 1 改正の理由及び内容

雇用保険法の改正に伴い、失業者の退職手当に関し、次の条例について必要な改正を行いました。

###### (1) 静岡県職員の退職手当に関する条例

###### (2) 静岡県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

###### (3) 静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与の種類及び基準に関する条例

## 2 施行期日

この条例は、平成29年1月1日から施行することとしました。

### ◇職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の理由及び内容

介護休暇等について制度の見直しを行ったことに伴い、必要な改正を行いました。（第9条の3、第12条、第15条、第15条の2、第16条関係）

#### 2 施行期日

この条例は、平成29年1月1日から施行することとしました。

### ◇静岡県港湾管理条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の理由及び内容

道路交通法等の改正に伴い、必要な改正を行いました。（別表第2関係）

#### 2 施行期日

この条例は、一部の規定を除いて、平成29年3月12日から施行することとしました。

### ◇静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の理由及び内容

受益者負担の適正化を図るため、国が示す標準額の改定等に基づき、運転免許等に係る手数料の新設及び改定を行いました。（別表関係）

#### 2 施行期日

この条例は、平成29年3月12日から施行することとしました。

### ◇静岡県中小企業・小規模企業振興基本条例

#### 1 制定の理由

地域の経済や雇用を支える担い手として重要な役割を果たしている中小企業・小規模企業の振興のための施策を総合的に推進するため、条例を制定しました。

#### 2 内容

- (1) 中小企業・小規模企業の振興に関する基本理念を定めました。（第3条関係）
- (2) 県等の責務等について定めました。（第4条～第11条関係）
- (3) 県が行う中小企業・小規模企業の振興に関する基本的施策を定めました。（第12条～第26条関係）
- (4) 県は、小規模企業の特性に応じた施策を講ずることとしました。（第27条関係）

#### 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

## ◇小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する条例

### 1 制定の理由

小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲を促進するため、条例を制定しました。

### 2 内容

- (1) 県の責務について定めました。（第3条関係）
- (2) 小中学校設置者の責務について定めました。（第4条関係）
- (3) 事業者等の責務について定めました。（第5条関係）
- (4) 小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する県民会議を置くこととしました。（第6条関係）

### 3 施行期日

この条例は、一部の規定を除いて、公布の日から施行することとしました。

## ◇みんなで取り組む健康長寿条例

### 1 制定の理由

県民一人一人の主体的な健康づくりの取組と地域の支え合いを通して健康長寿日本一の継続発展に寄与するため、条例を制定しました。

### 2 内容

- (1) 県の責務について定めました。（第3条関係）
- (2) 市町との連携等について定めました。（第4条関係）
- (3) 事業者、関係者及び関係団体等並びに県民の役割について定めました。（第5条～第7条関係）
- (4) 健康づくりに関する情報の提供、助言及び相談の機会の提供等の県の支援について定めました。（第8条関係）
- (5) 健康長寿に向けた取組の推進に関し積極的な活動を行っている者や団体の公表や表彰について定めました。（第9条関係）
- (6) 知事は、毎年、実施した施策及び実施しようとする施策を明らかにした報告書を作成し、公表することとしました。（第10条関係）

### 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

## ◇静岡県子どもいじめ防止条例

### 1 制定の理由

いじめの防止等のための対策に関し、基本理念、県の責務等を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することにより、児童生徒が健やかに成長し、安心して生活できる環境づくりに寄与するため、条例を制定しました。

### 2 内容

- (1) いじめの防止等のための対策に関する基本理念等について定めました。（第3条、第4条関係）
- (2) 県、学校の設置者、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務について定めました。（第5条～第8

条関係)

- (3) 県民の役割について定めました。(第9条関係)
  - (4) 県は、社会総がかりでいじめの問題の克服に取り組むため、いじめを防止することの重要性等について啓発活動を行うこと等により、県民の理解を深め、及び県民の参加を促進することとしました。(第10条関係)
  - (5) いじめ防止基本方針の策定その他のいじめの防止等のための県の施策について定めました。(第11条～第16条関係)
  - (6) 知事は、毎年度、いじめの防止等のための施策の実施状況について議会へ報告しなければならないこととしました。(第17条関係)
- 3 施行期日
- この条例は、公布の日から施行することとしました。